

あずま ひろき通信

2018 年

10 月号

～気軽に読めて役に立つマネー情報をお届けします！～

特集 日本人の貯蓄額、いくら？

総務省が発表している「家計調査年報(貯蓄・負債編)平成 29 年(2017 年)」から、現在の日本人の貯蓄状況についてみてみましょう。

二人以上世帯の世帯あたりの貯蓄額の平均は 1812 万円。昨年に比べ 8 万円減少しました。「1812 万円！みんなそんなに貯蓄しているのか…」とビックリされた方もいるかもしれません。ただ、平均値というのは高額な貯蓄額の人がいると大きく価格が引き上げられてしまうことがあります。そこで貯蓄保有世帯全体の中央値(※)をみてみましょう。中央値は 1074 万円です。この額よりも自分の貯蓄額が多ければ、真ん中よりも貯蓄額は多い、少なければ真ん中より貯蓄額が少ないということになります。ちなみに 10 年前の平均値は 1680 万円、中央値は 995 万円でした。貯蓄額は少しずつ増加しているものの、一方で平均値を下回る世帯は全体の 3 分の 2、貯蓄額が 100 万円未満の世帯は全体の 10%にも及ぶという厳しい状況もみられます。

(※)貯蓄保有世帯の中央値とは貯蓄額 0 の世帯を除いた世帯を貯蓄額の低い方から順番に並べたときの中央に位置する世帯の貯蓄額のこと



? マネークイズのコーナー

子どもの習い事にいくらかけたらいいのか悩むところ。さて、子どもの習い事費用は近年増えていると思いますか？減っていると思いますか？

- 1 増えている
- 2 減っている



(答えは裏面にあります！)

📌 今月のお知らせ

10 月のイベントに、日本にも定着しつつある「ハロウィン」があります。日本では様々なアニメやゲームのキャラクターに仮装している人も多く、アメリカの民間行事というイメージが強いですが、実はアイルランド発祥の宗教行事なのです。自らを魔物の仲間と思わせて身を守るため、魔物に似た仮装をするのが正式なものだったそうです。

コラム 災害にあったときの雑損控除について

今年は大雨や台風、地震など、日本各地で大きな災害が発生してしまいました。被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

税制には、災害や盗難などにより損害を受けた場合に、その損失の一部を所得から差し引くことができる「雑損控除」という制度があります。今回はこの制度についてみてみましょう。

【対象となる資産】

①納税者本人の資産／②納税者と同じ財布で生活をしている配偶者や親族で、合計所得金額等が 38 万円以下の者の資産。ただし、別荘や 1 個 30 万円超の貴金属、骨とう品など、生活に必ずしも必要でない資産は対象外となります。

【対象となる損害の原因】

①震災、風水害など自然現象の異変による災害／②火災、火薬類の爆発など人による異常な災害／③害虫など生物による異常な災害／④盗難／⑤横領。ただし、詐欺や恐喝による損害は対象外であるため、振り込め詐欺などは対象にはなりません。



適用を受けるには確定申告が必要です。詳しい計算方法や手続きは、最寄りの税務署や税理士にご確認ください。※上記は、2018 年 10 月現在の税制・税率に基づき作成しております。税制・税率は将来変更されることがありますのでご注意ください。

A マネークイズの答え

正解：2 減っている

ベネッセ教育総合研究所のレポートによると 2017 年の一人あたりの学校外教育活動費は 8 年前に比べ月額 2200 円減少。学年が上がるほどその減少額は大きくなる傾向にあります。ちなみに習い事のピークは中 3 生の 25,900 円！



編集後記

【奇跡的！】

先日の朝、台風の影響で、通勤に使う私鉄が完全に運転見合わせ…2 時間近く動かない予想ということで駅前には人が溢れていました。

そんなとき！地元の工務店のおじさんがたまたまトラックで通りかかり、「宏樹！乗ってけよ！」と！！！！

本当に助かりました。地元に住んでいて良かったと思う瞬間です（汗）。

発行

ソニー生命保険株式会社 新宿ライフプランナーセンター第 2 支社
〒151-8583 東京都渋谷区代々木 2-2-1 小田急サザンタワー 10F
携帯電話：090-9676-1024 TEL：03-5358-1822

ライフプランナー 東宏樹（あずまひろき）

